**平成26年度障がい者雇用に関する実態調査票**

**三重県経営者協会**

|  |  |
| --- | --- |
| 貴 社 名 |  |
| ご回答者 | 所属・役職 |
|
| 氏　名TEL：（ 　　　 ） 　 －　　　　　　　FAX：（　 　　 ） 　 － |
|
| 従業員数（全社） | 1. 50人未満
 | 1. 50～99人
 | 1. 100～299人
 | 1. 300～999人
 | 1. 1,000人以上
 |
| 業種 | 製造業 | 1. 一般・精密機器、電気機器、輸送用機器
 | 1. 鉄鋼、金属製品、非鉄金属
 | 1. 化学工業
 |
| 1. 窯業・土石製品
 | 1. 食料品
 | 1. 印刷・同関連
 |
| 1. 繊維工業
 | 1. その他製造業
 |  |
| 非製造業 | 1. 卸売業、小売業
 | 1. 運輸業、郵便業
 | 1. 建設業
 | 1. その他非製造業
 |
|  |
| **ご記入の上、7月10日（木）までに、ＦＡＸ(059-228-3710) またはメール(kazu@miekeikyo.jp)にて、****ご返送ください。** |
| ・本調査に関するお問合せは、（TEL：059-228-3557）中村までお願いいたします。・結果公表に際して、個別の企業名は一切掲載いたしません。・本アンケートでの用語の定義は、以下のとおりです。　○身体障がい者・・・身体障害者手帳の所持者　○知的障がい者・・・知的障がいがあると判定された者（療育手帳の所持者）　○精神障がい者・・・精神障害者保健福祉手帳の所持者・（問3）を除いて、特例子会社がある場合であっても、特例子会社を含まない内容をご記入ください。　※特例子会社制度・・・事業者が障がい者のために[特別](http://kotobank.jp/word/%E7%89%B9%E5%88%A5)に[配慮](http://kotobank.jp/word/%E9%85%8D%E6%85%AE)した子会社を[設立](http://kotobank.jp/word/%E8%A8%AD%E7%AB%8B)し、[一定](http://kotobank.jp/word/%E4%B8%80%E5%AE%9A)の[要件](http://kotobank.jp/word/%E8%A6%81%E4%BB%B6)を満たした上で[厚生労働大臣](http://kotobank.jp/word/%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%A4%A7%E8%87%A3)の認可を　　 受ければ、その子会社の障がい者雇用数を[親会社](http://kotobank.jp/word/%E8%A6%AA%E4%BC%9A%E7%A4%BE)および[企業グループ](http://kotobank.jp/word/%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%82%B0%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%97)[全体](http://kotobank.jp/word/%E5%85%A8%E4%BD%93)の雇用分として合算することが認められています。 |

（問1）障がい者を現在雇用しているか、または過去に雇用したことがありますか。下記の選択肢のうち当てはまる番号を

　　　　○で囲んでください。

　　　　　　1. はい

　　　　　　2. いいえ

（問2）今後の障がい者雇用に対するスタンスについて、下記の選択肢のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

　　　　　　1. 雇用を増やしたい

　　　　　　2. 現在の水準でよい

　　　　　　3. 雇用を減らしたい

　　　　　　4. 雇用する考えはない

（問3）【従業員50人以上の企業（ハローワークに障害者雇用率の報告義務がある企業）のみお答えください】

　　 平成26年6月1日時点の障害者雇用率についてご記入ください（上記報告の数値をご記入ください）。

　　　　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　）％　　（少数第2位まで）

　　　　　　※特例子会社がある場合は特例子会社を含めた数値をご記入ください。

　○特例子会社の有無

　　　　下記の選択肢のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

　　　　　　1. あり

　　　　　　2. なし

（問4）【従業員50人以上の企業（ハローワークに障害者雇用率の報告義務がある企業）のみお答えください】

　　　　2年以内に法定雇用率2.0%を達成できるか（すでに達成している企業は2年後も維持できるか）どうかの見通しに

　　　　ついて、下記の選択肢のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

　　　　　　1. おそらく達成（維持）できる

　　　　　　2. 達成（維持）できる可能性がある

　　　　　　3. 達成（維持）するのは困難

　　　○法定雇用率等についてのご意見（自由記述）

　　　 例：2.0％という法定雇用率の水準について、平成30年に予定されている法定雇用率の引上げについて、

　　　　　 雇用率制度や納付金制度など障がい者雇用に関する制度全般について

（問5）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】→「いいえ」と回答した企業は問11以降にお答えください

　　　　※①②③とも、特例子会社を含めず、お答えください。

　　　　①現在雇用している者について、下表のうち当てはまるものに全て○をつけてください。

　　　　②過去に雇用した者について、下表のうち当てはまるものに全て○をつけてください。

　　　　③採用のスタンスについて、障がい区分ごとに以下の選択肢のうち当てはまるものを選び、下表に番号を記入して

　　　　　 ください。

　　　　　　1. 積極的に採用する

　　　　　　2. 基本的には採用しないが、場合によっては採用する

　　　　　　3. 採用しない

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | ①現在雇用している者 | ②過去に雇用した者 | ③採用のスタンス（1～3を選択） |
| 重度 | 重度以外 |
| 身体障がい | ア：視覚障がい |  | 　 |  | 　 |
| イ：聴覚・言語障がい |  | 　　 |  | 　 |
| ウ：肢体不自由 | 　　 | 　　 |  | 　 |
| エ：内部障がい |  |  |  | 　 |
| オ：知的障がい | 　　 | 　　 |  | 　 |
| カ：精神障がい |  |  |  | 　 |

（問6）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】

　　　　※特例子会社を含めず、お答えください。

　　　　現在雇用している障がい者が従事している業務について、下表のうち当てはまるものに全て○をつけてください。

　　　　また、障がい種別ごとに従事している者が最も多い業務に◎をつけ、具体的な業務内容についてご記入ください。

　　　　現在雇用している障がい者がいない場合は、過去に雇用していた障がい者が従事していた業務について、○または

　　　　◎をつけてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①専門・技術 | ②製造・検査・修繕 | ③事務 | ④接客・販売 | ⑤運搬・清掃・包装・その他軽作業 | ⑥その他 |
| ア：身体障がい | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| イ：知的障がい | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ウ：精神障がい | 　 |  | 　 | 　 | 　 | 　 |

○最も従事している者が多い業務内容について（具体的にご記入ください）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 上表で◎をつけた業務内容 |
| ア：身体障がい |  |
| イ：知的障がい |  |
| ウ：精神障がい |  |

（問7）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】

　 ※特例子会社を含めず、お答えください。

　　　　障がい者の採用区分について、下記の選択肢のうち当てはまる番号を○で囲んでください。

　　　　　　1. 新卒のみ採用

　　　　　　2. 中途のみ採用

　　　　　　3. 新卒・中途の両方を採用

　　　　　　4. 採用実績なし（入社後に障がい者手帳を取得した場合など）

（問8）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】

　　 採用・雇い入れ段階において、注力・工夫している点をご記入ください（自由記述）。

　　 例：採用試験等において重視している内容・確認している内容、入社後のミスマッチを防ぐための具体的な取り組み、

　　　　 自社の魅力をアピールするための取り組み

（問9）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】

　　 　※特例子会社を含めず、お答えください。

 障がい者を雇用するにあたって、どのような配慮を行っています（いました）か。現在雇用しているか、または過去に雇

　　 用していた全ての障がい種別について、下記の選択肢のうち当てはまるものを全て選んで、下表の番号を○で囲んで

　　　 ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 配慮（複数選択可） | 「15. その他」の内容（自由記述） |
| ア：身体障がい | 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 89 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 |  |
| イ：知的障がい | 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 89 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 |  |
| ウ：精神障がい | 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 89 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 1．　短時間勤務など勤務時間の配慮 | 2． 業務量の配慮 |
| 3．　配置転換など人事管理面についての配慮 | 4． 工程の単純化など職務内容の配慮 |
| 5．　作業指示の明確化、作業手順の図表化など仕事の理解　　を助ける工夫 | 6． 施設・設備・機器の改善、バリアフリー化 |
| 7．　健康管理への配慮（休暇取得、通院・服薬管理など） | 8． 業務遂行を援助する者の配置 |
| 9．　職場内の相談支援体制の確保 | 10. 家族・保護者との連携体制の確保 |
| 11. 外部の支援機関との連携体制の確保　 | 12. 従業員に対する啓発・教育活動 |
| 13. 能力向上のための研修・訓練の実施 | 14. 特段の配慮を行っていない |
| 15. その他 |  |

（問10）【問１で「はい」と回答した企業のみお答えください】

　　　 ①障がい者雇用に関する外部機関について、下表のうち知っているものに全て○をつけてください。

 ②障がい者雇用に関する外部機関が提供する主な支援内容について、下表のうち利用している（したことがある）もの

　　　　　に全て○をつけてください。

 ③利用したことがある外部機関の支援内容について、特に効果が高いものには◎、あまり効果がないものには×をつ

　　　　　けてください。また、各機関を利用した感想をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 外部機関の名称 | ① | ② | ③ |
| 知っている | 　　 主な支援内容 | 利用実績 | 効果 | 感想（自由記述） |
| ア：ハローワーク | 　 | 1. 雇用率達成指導 | 　 | 　 |  |
| 2. 障がい者雇用に関する相談・助言 | 　 | 　 |
| 3. 関係機関の紹介 | 　 | 　 |
| 4. 障がい者求職者情報の提供 | 　 | 　 |
| 5. 就職面接会の開催 | 　 |  |
| イ：地域障害者 職業センター | 　 | 6. 障がい者雇用に関する相談・助言 | 　 | 　 |  |
| 7. ジョブコーチ支援　（職場適応支援・環境整備の助言） | 　 | 　　 |
| 8. 社員教育のための講師派遣 | 　 | 　 |
| 9. マニュアルの提供・DVD貸し出し | 　 | 　 |
| 10.就労支援機器の貸し出し | 　 | 　 |
| 11.精神障がい者のリワーク支援 | 　 |  |
| ウ：障害者就業・  生活支援 センター | 　 | 12.障がい者雇用に関する相談・助言 | 　 | 　 |  |
| 13.センター利用者の紹介 | 　 | 　 |
| 14.職場実習のあっせん | 　 | 　 |
| 15.職場定着に向けた支援 |  | 　 |
| 16.日々の雇用管理に関する相談 | 　 | 　 |
| 17.関係機関との連携支援 | 　 | 　 |
| 18.障がい者の会社外における生活支援 | 　 |  |
| エ：就労移行支援事業所 | 　 | 19.事業所の見学 | 　 | 　 |  |
| 20.事業所利用者の紹介 | 　 | 　 |
| 21.職場実習のあっせん | 　 | 　 |
| 22.ジョブコーチ支援　（職場適応支援・環境整備の助言） | 　 | 　　 |
| 23.関係機関の連携支援 | 　 | 　 |
| 24.職場定着に向けた支援 | 　 |  |
| オ：特別支援学校（旧 養護学校、  盲・聾学校） | 　 | 25.学校の見学 | 　 | 　 |  |
| 26.生徒の紹介 |  |  |
| 27.職場実習のあっせん | 　 | 　 |
| 28.関係機関との連携支援 | 　 | 　 |
| 29.進路指導担当による定着支援 | 　 | 　 |
| カ：障害者職業 能力開発校 | 　 | 30.学校の見学 | 　 | 　 |  |
| 31.生徒の紹介 |  |  |
| 32.職場実習のあっせん | 　 | 　 |
| 33.会社説明会の開催 | 　 | 　 |
| 34.関係機関との連携支援 | 　 | 　 |
| 35.進路指導担当による定着支援 | 　 | 　 |
| キ：民間の有料職 業紹介事業者 | 　 | 36.人材紹介 | 　 | 　 |  |
| 37.就職イベントの開催 | 　 | 　 |

（問11）【本問以降の問いは全ての企業がお答えください】

　　　　　障がい者を雇用する上での課題（難しさ）について、下記の選択肢のうち特に重要なものを障がい種別ごとに5つま

　　　　　で選んで、下表に番号を記入してください。

 当該種別の障がい者を雇用したことがない企業は、雇用にあたって障壁になる・不安に感じるものを5つまで選ん

　　　　　でください。

　　　　　　※平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成30年より精神障がい者の雇用が義務化（法定雇用率の算定基礎に算入）されます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 「19. その他」の内容（自由記述） |
| ア：身体障がい |  |  |  |  |  |  |
| イ：知的障がい |  |  |  |  |  |  |
| ウ：精神障がい |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 1．　適切な業務の確保・切り出しが難しい | 2． 募集・採用のノウハウがない |
| 3．　受け入れ可能な障がい者の採用が難しい | 4． 職務遂行能力・業務態度が期待する水準を下回る |
| 5．　出勤率が低い | 6． 職場になじめない・コミュニケーションが取れない |
| 7．　定着率が低い | 8． 加齢などによって職務遂行能力が低下する |
| 9．　（健康・精神）状態が不安定である　 | 10．安全面で不安がある |
| 11．生活面で不安がある　 | 12．従業員（人事担当者含む）に障がいに対する知識がない |
| 13．施設・設備・機器の改善、バリアフリー化が難しい | 14．支援者・指導者の配置などの人的支援体制の整備が　　難しい |
| 15．事業運営上、労働時間・休暇などの配慮が難しい | 16．経営者・従業員の理解がない　　　 |
| 17．家族や外部の支援機関との連携がうまくいかない | 18．労働条件の設定が難しい |
| 19．その他 |  |

　　　○精神障がい者の雇用についてのご意見（自由記述）

　　 例：精神障がい者の雇用義務化について、精神障がい者の雇用の難しさ・不安について

（問12）障がい者に対する配慮について、下記の選択肢のうち、自社における対応が難しいものを全て選んで、番号を○で

　　　　　囲んでください。

 ※平成25年に障害者雇用促進法が改正され、事業主に、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講じるこ

　　　　　　　 とが義務付けられました（事業主にとって過重な負担となる場合を除く）。以下の選択肢は、厚生労働省の研究会報告書において、

　　　　　　　　多くの事業主が対応できると考えられる措置の例として挙げられているものです。

　　　　　　※選択肢の（）内は配慮を必要とする障がいの内容を示していますが、配慮を必要とする障がいが３つ以上ある選択肢については、

　　　　　　　 記載を省略しています。

 ①募集及び採用時（複数回答可）

　　　　　　1． 面接時の就労支援機関職員等の同席許可

　　　　　　2． 面接や筆記試験等の試験時間延長（視覚障がい、発達障がい）

　　　　　　3． 面接時間に関する体調への配慮（内部障がい、難病に起因する障がい）

　　　　　　4． 募集内容の音声による提供（視覚障がい）

　　　　　　5． 筆記試験等の点字や音声等による実施（視覚障がい）

　　　　　　6． 面接の筆談等による実施（聴覚・言語障がい）

　　　　　　7． 面接時の移動負担の軽減（肢体不自由）

　　　　　　8． 面接時の文字によるやりとり（発達障がい）

 ②採用後（複数回答可）

　　　　　　1． 業務指導や相談に関する担当者の指定

　　　　　　2． 出退勤時刻・休暇・休憩に関する通院・体調への配慮

　　　　　　3． 他の労働者への障がいの内容や必要な配慮等の説明（※）

　　　　　　4． 本人の負担や習熟度、その他状況に応じた業務量等の調整

　　　　　　5． 業務マニュアル作成や業務の内容・手順等の単純化・明確化

　　　　　　6． 拡大文字、音声ソフト等の活用（視覚障がい）

　　　　　　7． 職場内の机等の配置、危険箇所の事前確認（視覚障がい）

　　　　　　8． 職場内での移動負担の軽減（視覚障がい、肢体不自由）

　　　　　　9． 業務指示・連絡時の筆談やメール等の活用（聴覚・言語障がい）

 10． 危険箇所や危険の発生等を視覚で確認できるようにすること（聴覚・言語障がい）

 11． 机の高さ調節等の作業を可能にする工夫（肢体不自由）

 12． スロープ、手すり等の設置（肢体不自由）

 13． 体温調整しやすい服装の許可（肢体不自由）

 14． できるだけ静かな場所での休憩の確保（精神障がい）

 15． 感覚過敏緩和のための、サングラス着用や耳栓の使用許可（発達障がい）

 ※ 3. については、プライバシーに配慮した上で行う

（問13）障がい者雇用を促進するために、行政でどのようなサポート・取り組みが必要ですか。下記の選択肢のうち、当ては

　　　　　まる番号を全て○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1． 雇い入れの際の助成制度の充実　　　 | 2． 雇用継続のための助成制度の充実 |
| 3． トライアル雇用など適性や職場適応の見極め・マッチン グ機会の充実 | 4． 就労支援機器などの貸し出しサービスの充実 |
| 5． ジョブコーチの派遣など人的支援の充実 | 6． 職場内の人的支援体制整備のための助成制度の充実 |
| 7． 雇用主に対する相談支援体制の充実 | 8． 障がい者本人や家族に対する相談支援体制の充実 |
| 9． 障がい者に対する職業訓練の充実　 | 10．雇用継続が困難な場合の受け皿 |
| 11．障がい者雇用に関する法律・制度の情報提供 | 12．雇用事例や障がい特性・雇用管理上の留意点に関する  情報提供 |
| 13．求職者に関する情報提供 | 14．各種助成制度の手続きの簡素化 |
| 15．外部の支援機関を一体的・体系的に活用するための連　　携・調整機能の強化 | 16．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

 　　○行政に求めるサポートの具体的内容について（自由記述）

　　　　例：トライアル雇用の実施要件の緩和、施設・設備・機器の改善やバリアフリー化に対する助成、

 ジョブコーチの質的・量的な充実、私生活に関するサポートの充実

（問14）障がい者雇用を促進するために、経営者協会でどのようなサポート・取り組みが必要ですか。下記の選択肢のうち、

　　　　　当てはまる番号を全て○で囲んでください。

　　 　　　　1．特別支援学校など外部機関の見学会

 2．障がい者を積極的に雇用している企業の見学会

 3．採用までの流れ、窓口、実習制度などの解説セミナーの開催

 4．労働局など行政機関との意見交換会の開催

 5．その他（ 　 　）

（問15）既存の障がい者雇用の枠組み以外で、障がい者を支える仕組みについて、下記の選択肢のうち、導入すべきと考

　　　　　える番号を全て○で囲んでください。また、その他の仕組みについてもご意見があれば、ご記入下さい（自由記述）。

　　 　　　　1．特例子会社や民間の福祉施設・作業所に対する発注額や出資額に応じた雇用率のカウント

 2．障がい者の人材派遣を受け入れた企業（派遣先）に対する雇用率のカウント

 3．家族のサポートを前提とした在宅勤務の導入・拡大

 　　　 4．その他

（問16）障がい者雇用全般についてご意見があれば、ご記入下さい（自由記述）。

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。お手数ですがＦＡＸ(05９-22８-3710)**

**またはメール(kazu@miekeikyo.jp)にて、ご返送ください。**

**メールでのご返却につきましては、メール配信も致しますのでご記入後、ご返信ください。**

**尚、当協会のホームページ（トップページ）にもアンケート用紙を掲載しておりますので、そちららもご利用頂けます。**